

- 地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の活動への支援
 - ・ 情報、知識、技術の習得、活動拠点に関する支援
 - ・ 地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携
- 住民等の意識の向上と主体的参加の促進
 - ・ 地域住民、サービス利用者の自立
 - ・ 住民等の主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上
 - ・ 住民等の交流会、勉強会等の開催
- 地域福祉を推進する人材の養成

④ その他

(2) 計画策定の体制と過程

- ① 市町村行政内部の計画策定体制
 - ・ 関連計画や生活関連分野との連携を確保するため、関係部局が一堂に会した検討会の開催や部局を横断したプロジェクトチームの立ち上げも有効
- ② 地域福祉計画策定委員会
 - ・ 地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生委員・児童委員、市町村職員等が参加する地域福祉計画策定委員会を設置
 - ・ 策定委員会は原則として公開とし、進捗状況を適宜公表するなどの配慮が必要
- ③ 地域福祉計画策定方針の決定
 - ・ 住民等の意見を十分反映させる旨の策定方針を決定することが必要
- ④ 地域福祉計画の目標の設定
 - ・ 具体的で計画の達成度の判断が容易な目標を示す工夫が必要
- ⑤ 地域福祉計画策定の手順
 - ・ 地域社会の生活課題を発見し解決するには、住民等の主体的参加が欠かせないことを、まず住民等に伝えることが重要
 - ・ 住民等の参加を得るためには情報伝達が重要、特に支援を必要とする人々への配慮が必要
- ⑥ 市町村社会福祉協議会の役割
 - ・ 社会福祉協議会は、地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有しており、計画策定に積極的に協力することを期待
- ⑦ 社会福祉法人の役割
 - ・ 社会福祉法人は、幅広い社会福祉の専門機能を有しており福祉サービスの拠点としての役割を期待
- ⑧ 民生委員・児童委員の役割
 - ・ 民生委員・児童委員は、地域福祉活動の担い手となることを期待
- ⑨ 地域福祉圏域及び福祉区の設定

- 他の法定計画との整合性の確保等にかんがみ、必要に応じて圏域を設定
 - 地域住民の生活に密着し、一定の福祉サービスや公共施設が整備されている区域を「福社区」として住民参加の体制を検討
- ⑩ 計画期間及び公表等
- 計画期間は、概ね5年とし3年で見直すことが適当
 - 計画を評価する体制の確保が必要
- ⑪ 他の計画との関係
- 地域福祉計画と他の福祉関係計画との関係
 - ・ 高齢者、障害者、児童等に係る計画との整合性及び連携を図り、これらの既存計画を内包する計画として、地域福祉計画を策定
 - ・ 障害者、児童に係る計画が未策定の場合には、地域福祉計画の策定に併せて策定を期待
 - 法定計画との関係
 - ・ 地域福祉計画と策定済みの他の法定計画の対象分野とが重なる場合、既定の法定計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができるとし、既存計画を優先することが適当

5. 都道府県地域福祉支援計画

(1) 支援計画に盛り込むべき事項

- ① 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 市町村や市町村が実施する広域事業に対する支援
 - 福祉サービスに関する情報の収集及び提供システムの構築
- ② 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 人材の確保や福祉従事者に対する研修体制の整備等
- ③ 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 市町村が実施する福祉サービスの相談支援体制及び供給基盤整備の促進等
 - ・ 社会福祉法人、非営利組織、民間事業者等への経営指導方策
 - ・ サービスの評価等の実施方策
 - ・ 広域的事業及び専門性が高い事業の情報提供及び相談体制の確保
 - ・ 地域福祉権利擁護事業、苦情解決制度等の実施体制の確保
- ④ その他

(2) 支援計画の基本姿勢

- ・ 支援計画は、市町村の自主的な地域福祉計画の達成を支援するためのもの

(3) 支援計画策定の体制と過程

① 都道府県行政内部の計画策定体制

- ・ 関連計画や生活関連分野との連携を確保するため、関係部局が一堂に会した検討会の開催や部局を横断したプロジェクトチームの立ち上げも有効

② 地域福祉支援計画策定委員会

- ・ 地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、都道府県職員等が参加する地域福祉支援計画策定委員会を設置
- ・ 策定委員会は原則として公開とし、進捗状況を適宜公表するなどの配慮が必要

③ 支援計画策定方針の決定等

- 平成14年度のできるだけ早期に地域福祉計画策定ガイドラインを含む策定方針を決定することが適当
- 地域福祉計画策定に向けた気運の醸成が必要
 - ・ 平成14年度中は、住民等による問題関心の共有化・助走期間と位置づけ、支援計画は、市町村の地域福祉計画策定状況を踏まえつつ策定することが適当

④ 都道府県社会福祉協議会及び共同募金会等の役割

- ・ 社会福祉協議会等は、支援計画の策定に参加するほか、都道府県が市町村の地域福祉推進を支援する上で、大きな役割を果たすことを期待

⑤ 地域福祉圏域の設定

⑥ 計画期間及び公表等

⑦ 他の計画との関係

出典

1. 健康日本 21 計画に基本概念と推進手段に関する計画 (厚生科学研究費助成 平成 12 年 3 月)
2. 健康日本 21 計画に基本概念と推進手段に関する計画 (厚生科学研究費助成 平成 12 年 3 月)・参考資料
3. 健康日本 21 計画の評価等に資する早世および健康寿命の指標の算定に関する研究 (厚生科学研究費助成 平成 13 年 3 月)
4. Japan historical and current dimensions of health and health equity (Toshihiko HASEGAWA)
5. 高齢者が安心して生きがいをもって暮らせるまちづくり事業のあり方及び民間活用方策に関する調査研究事業 1 (平成 12 年 3 月 (社) シルバーサービス振興会)
6. 高齢者が安心して生きがいをもって暮らせるまちづくり事業のあり方及び民間活用方策に関する調査研究事業 2 (高齢者福祉系 PFI…) (平成 13 年 3 月 (社) シルバーサービス振興会)
7. 高齢者が安心して生きがいをもって暮らせるまちづくり事業のあり方及び民間活用方策に関する調査研究事業 3 (中心市街地活性化と…) (平成 13 年 3 月 (社) シルバーサービス振興会)
8. 社会資源を活かした地域開放型拠点施設の研究 (地域開放型拠点施設サービスシステム研究会 平成 12 年 3 月)
9. まちづくり計画策定マニュアル (平成 11 年 3 月 (社) シルバーサービス振興会)
10. 持続可能な日本 (みき書房 1999 年 4 月)
11. 海外の中心市街地活性化 (日本政策投資銀行 2000 年 7 月)
12. インターネット革命の彼方へ (高橋徹 2000 年 12 月)
13. パタン・ランゲージ (C. アレクザンダー 1997 年 9 月)
14. INFO BOX (1998 年)
15. ヨーロッパの集落デザイン 1 (井上浩・裕子 1997 年 4 月)
16. ヨーロッパの集落デザイン 2 (井上浩・裕子 1997 年 4 月)
17. わがまちの地域福祉計画づくり ((社) 生活福祉研究機構 2003 年 1 月)
18. 平成 12 年医療施設調査 (動態調査) 厚生労働省大臣官房統計情報部 (平成 14 年 3 月)
19. 住宅経済データ集 (平成 14 年度版) 国土交通省住宅局住宅政策課
20. 2001 年「国民の福祉の動向・厚生省の指針」財団法人 厚生統計協会 (2001 年 10 月)
21. 平成 11 年商業統計表 通商産業省大臣官房調査統計部 (平成 12 年 11 月)
22. スポーツ白書 2010 SSF 笹川スポーツ財団 (2001 年 11 月)